

事業者のみなさまへ

# 電子マニフェスト はじめましょう!

## 電子マニフェストとは…

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の処理状況を自ら把握し、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するための「マニフェスト伝票」を電子化したものです。

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

## 電子マニフェストを利用するには？

▶ 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、それぞれJWNETに加入する必要があります。

▶ インターネットを閲覧できるパソコン、電子メールがあれば利用できます。

◎ 運用によってはプリンターも必要となります。

◎ 運搬終了報告、処分終了報告は、スマートフォン・タブレット端末でも可能です。

## 電子マニフェストの特徴とメリット

- ✓ パソコンやタブレット等での操作が簡単で手間がかからない
- ✓ マニフェストの保存が不要 (保管スペースも不要)
- ✓ 産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要
- ✓ マニフェストの紛失の心配がない
- ✓ マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存

◎事務処理の効率化 ◎法令遵守 ◎データの透明性

## 電子マニフェストを利用すると…



入力したマニフェスト情報は、クリックひとつで情報処理センターに送信。紙マニフェストの場合の**手書きの手間、印刷の手間等が、大幅に軽減**されます。



マニフェスト情報は全て情報処理センターに電子データとして保存されるため、職場で**紙マニフェストを保存する手間や保管スペースが不要**となります。

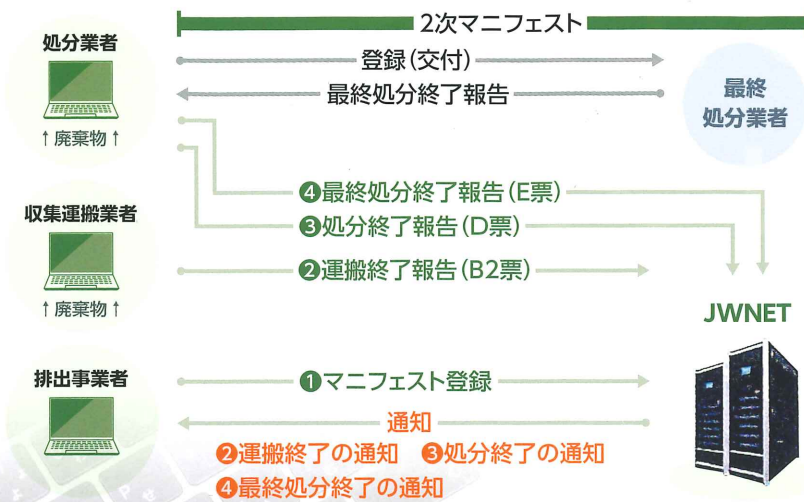


運搬・処分終了報告の確認も画面を呼び出すだけです。毎年自治体に提出する、**産業廃棄物管理票交付等状況報告は不要**となります。(情報処理センターが集計・報告します。)



# 電子マニフェストの流れ

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。〔JWNET〕は電子マニフェストシステムの愛称です。



## 処分業者

処分業者は、処分が終了したら⑤処分終了報告をします。2次マニフェストがある場合は、最終処分を確認したあと、④最終処分終了報告をします。

## 収集運搬業者

収集運搬業者は、運搬が終了したあと、②運搬終了報告をします。

## 排出事業者

産業廃棄物を引き渡したあと、排出事業者は、①マニフェスト登録をします。その情報は、収集運搬業者、処分業者に即座に伝わります。また、処理を委託している産業廃棄物の処理の進捗状況は、②運搬終了の通知 ③処分終了の通知 ④最終処分終了の通知として、メールが届きます。

## 電子マニフェスト利用料金表

### 排出事業者

#### 排出事業者の加入単位

排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

| 利用区分                 | A 料金      | B 料金                       | C 料金※<br>(団体加入料金)        |
|----------------------|-----------|----------------------------|--------------------------|
| 基本料<br>(1年間)         | 26,400 円  | 1,980 円                    | 110 円                    |
| 使用料<br>(登録情報1件につき)   | 11 円      | 91 件目から 22 円<br>(90件までは無料) | 6 件目から 22 円<br>(5件までは無料) |
| 利用区分の目安となる<br>年間登録件数 | 2,401 件以上 | 2,400 件以下                  | —                        |

[税込]

### 収集運搬業者

収集運搬業者の加入単位  
業者単位で加入 (複数加入も可)

| 利用区分         | 収集運搬業者   |
|--------------|----------|
| 基本料<br>(1年間) | 13,200 円 |

[税込]

※C料金 (団体加入料金) は、「排出事業者が20人以上集まって加入する」、「利用代表者が団体で加入した加入者の利用料金を一括して支払う」、「情報処理センターからの連絡先は利用代表者とする」などの条件を満たす必要があります。

### 処分業者

#### 処分業者の加入単位

処分事業場単位 (同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

| 利用区分                 | ① 処分報告機能のみ | 処分業者                      |                   |
|----------------------|------------|---------------------------|-------------------|
|                      |            | ② 処分報告機能 + 2次登録機能<br>A 料金 | B 料金              |
| 基本料<br>(1年間)         | 13,200 円   | 26,400 円                  | 13,200 円          |
| 使用料<br>(登録情報1件につき)   | —          | 11 円                      | 22 円<br>(90件まで無料) |
| 利用区分の目安となる<br>年間登録件数 | —          | 1,381 件以上                 | 1,380 件以下         |

[税込]

収集運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告は基本料のみで、何件報告しても定額です。

基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りになります。

一般社団法人 佐賀県産業資源循環協会は、電子マニフェスト普及率向上により適正処理を促進するため、佐賀県から委託を受け、排出事業者や産業廃棄物処理業者を対象に個別訪問しての説明等、導入促進事業を行っています。  
また、電子マニフェスト導入の初期費用に対して助成制度を設けています。(限度額10万円)

一般社団法人

佐賀県産業資源循環協会

TEL 0952-37-7521

佐賀県 県民環境部 循環型社会推進課

TEL 0952-25-7108

